

札幌
会場

近代のアイヌ民族史

【1】8月2日(木) 14:00~15:30

【2】8月9日(木) 14:00~15:30

講師
新札幌市史編集長
海保 洋子

これを書いてから30年以上がたつのですが、私は、今でも通用すると思うんです。しかし、ここ20数年間に、がらがらと書き換え作業がされてきました。私はそういう意味でも無駄ではなかったと思いつつも、やはりまだまだここまできて来ないんじゃないかと思う部分があります。近代国家の出発の時に、やはり民族問題が当初からあったのと、全く存在しなかったというのと、近代国家が成立したというのとでは理解が違ふと思うんです。明治国家の国家的性格、それから天皇制の位置付けなどに大きな変化が出てくるといふ事がいえます。アイヌ民族問題が非常に遅れたことと一致していると思います。

I 幕藩制国家への統合

なぜ幕藩制国家への統合ということが設定されているかということから入っていきしたいと思います。近世から繋がっている問題なんですね。日本が幕末の段階で領土の確定を日本とロシアの間で交渉した段階、そこからお話しします。それは、アイヌ民族の居住地域イコール日本の領域という考え方でロシアと幕府とは交渉のテーブルについてるんです。幕府側はアイヌの居住地域ということを非常に強調しております。ということからしますと、いってみれば国家間のそういう国境確定という大事な中にあったのがアイヌの人のことなんですね。つまりは、幕藩制国家が、最初から異民族の支配体制にあったということをしきりと踏まえないと近代の入口が見えて来ないんですね。1855年に、日露和親条約というのが締結されまして、千島列島の択捉島までが日本領とされ、樺太については、国境を定めなくて雑居の地ということにいたしました。この時期の幕府の支配地域、それはおおむね現在の北海道、それから北蝦夷地のアイヌの人の住んでる地域を根拠にしています。要するにアイヌ支配が完了しているという、幕藩制国家にとってアイヌが支配関係にあったという考え方が基本にありました。対外的に国境の確定交渉の材料になったのが、アイヌの居住

1

はじめに

—近代国家の出発と民族問題への認識

私が最初に申し上げたいのは、近代国家の出発と民族問題への認識ということですが、いわゆる近代国家成立の際には、いかなる国家においても民族問題を避けては通れなかったはずなんです。ところが、日本の場合、民族問題は一切なかったというような、無意識の意識というべき漠然とした見解がごく一般的で、民族問題が発生するのはいわゆる海外植民地を領有した日清戦争以後からであると考えるのがごく普通といわれています。このような考え方は専門的近代史研究者のそれにさえ見られることが稀ではないのです。

ここで、私が過去に書いたものから一部読ませていただきます。「近代におけるアイヌ民族の歴史には幕藩体制下においてすでに、かなりの程度支配させられ、その結果、近代国家の中に比較的容易に統合されたために問題が顕在化せず、あいまいにされた事実が多い。例えば、北海道に関する歴史の中では、アイヌ政策の記述はあっても、アイヌ民族史それ自体の歴史叙述がほとんどないのが実情である。その最大の理由は、分析視覚が常に開拓する側におかれてきたことと、開拓に対して無意識的に前面肯定する従来からの研究姿勢、開拓の進展を近代化の達成と評価する姿勢にあると言えよう。これは現在のアイヌ問題のあり方自体が沖縄、朝鮮問題と異なって1945年における大日本帝国の崩壊によっても、基本関係においてほとんど変化していない。アイヌ民族は日本の近代国家建設においての唯一の支配された民族であり、その近代化の過程で日本への統合・同化を強制され、自立・自生の道を絶たれたのである。しかしこのことはアイヌ民族の歴史が消滅した事を意味するものではない。専門家によって、あたかもアイヌ民族それ自体の歴史がないように扱われてきたからに他ならない」と。

地域ということなんですね。明確にすでに蝦夷地が支配体制下におかれたとっていいと思うんです。異民族を含んでいたという考え方でね。

その支配の中には、2つの意味があると思います。1つが経済的です。それから今1つが土地、人民の掌握形態です。近世の幕末の段階と言ったらいいと思うんですが。幕領下といいまして、その蝦夷地を幕府が直接支配（直轄）をしたのが2回あります。最初は1799年です。まず、東蝦夷地を、それから西蝦夷地は、1807年に直接支配を開始しました。アイヌの歴史に大きな変化がもたらされたのがその段階だろうと言えます。最初の直轄、そして安政2（1855）年と、2回の幕府の直接支配という段階があります。その間に松前藩領に一旦戻ることもあります。ややこしいので、そこは、はしらせていただきます。そういった2回の幕府の直轄がありました。その最初と2回目とで、幕府の支配のあり方もいろいろ違うんです。安政の日本とロシアとの国境確定交渉以降、それまで「異域」と私どもは称しておりますが、その異域だった蝦夷地が幕藩制国家の中に組み込まれていったというのは、さかのぼりますと1855年で線引きがされると思います。幕藩制国家にとって外国に等しかったわけです。和人とアイヌ民族との関係は、交易というものを土台にして関わりを持って生活しています。和人が全蝦夷地を呑み込んで行った、結果的には明治2年に、蝦夷地を北海道と改めたといった言い方をしていますけども、非常に大きな問題なんですね。

次に、幕末の「人別帳」の話をさせていただきます。人別帳の写真を1枚目に載せておきました。人別帳が、なぜ蝦夷地で作成されていったのかという問題は、大変重要なテーマを持っています。支配していく上で、土地と人民というのがあるんですが、その土地に住んでいる人びとを把握すること、どこに何人住んでいて、何歳から何歳までの労働力が徴集できるかを把握することを目的とします。松前藩では宗門人別帳がもちろんありました。蝦夷地における人別帳というのは場所請負制が浸透した段階に各場所ごとの労働力把握のためにどれだけの壮年の男女がいるか、それから手当をする場合、どれだけの幼い子供、それに老年の者が何人いるかという、そういう人別帳が作成されていきました。私が、人別帳のことを始めた時、まだ誰も手を付けていなかった仕事だったと思うんですが、だいたい30点近く集めました。その後、各地の存在が分かりまして、作成年代では、1801年ぐらいから蝦夷地では人別帳が作成されるようになります。

なぜ作られたのかと、いろいろ疑問を持ちましたが、一番は、労働力把握で、それから手当の関係でしょうか、場所請負人の側がその労働力を上手に使うための、「撫育」の為でもあり、いろんな目的に使っております。いろんな種類があります。写真で紹介しましたのは、モンベツ御用取扱所で作成した人別帳です。これは1856年、安政3年ですね。これは非常に詳しくて、8カ村それぞれの家数と人別、男女、出稼ぎの種類、「髪」と朱で記しています。たまたまこの代表として土産取（みやげとり）

のシュマノという家なんです。シュマノは辰年、安政3年が辰年で、58歳と書かれています。それから妻壹人と、倅、妻、次男。で、次男の上にちょっと見ていただきたいのは、次男の上に「髪」という朱書きです。髪を当時の和人風に結った、「婦俗土人」のことを指します。人別帳には、「婦俗土人」ですよと、「婦俗」した人には得点が与えられました。シュマノという土産取、惣乙名、乙名、小使とか上下がありました。その上に三角の印が付いていますが、「知五郎」となっています。これは、アイヌ名シリカチウですが、「知五郎」という日本名を持って「婦俗」している人ですよという意味なんです。人別帳の使われ方がお分かりいただけたでしょうか。

一斉に蝦夷地全体に人別帳が出来たかどうかは、非常に残存率が悪いものですから、まだわからないことがたくさんあります。その後、研究者がたくさん人別帳を使って研究して下さるようになりましたので、若い方々が研究を進めてくださっているようです。松浦武四郎が残してくれた「日誌」類に人別帳の写しが記載されております。果たして、客観性があるかということもありますが、安政年間の石狩場所人別帳を『新札幌市史』の史料編に収めました。この中から、たくさんの事実が分かりました。今日はそこまでお話できませんので、残念です。

続いて、モンベツ御用取扱所管内人口出稼率および「婦俗」率の表をご覧くださいと、8つの場所ごとの「家数」、「人別」、「男」、「女」、「出稼者」が掲げられています。このうち出稼者を見ていただきますと、それぞれ非常に遠方に行かされている事実も浮かび上がってきます。それから、髪と書いてありますが、25人もいます。これは、各場所ごとの人別のうちで占める割合はどうかというのを出しています。全体で3.7%、これが「婦俗」率と判断できるのではないかと思います。

それから重要なのは、近世の村方三役に相当する役として、蝦夷地では、惣乙名・乙名・小使・土産取をおきましたが、それを日本風に庄屋・名主・百姓代と改めます。北門警備のために、急遽アイヌの人びとに軍事訓練を行ったり、また、精神面の方では、伊勢神宮のお札を配ったり、和語を教えたり、教化方面も実行に移されています。これが明治以降、開拓使という役所のもとで実行に移されていきます。

ここで、幕末の国境確定の話をさせていただきますが、『大日本古文書 幕末関係文書』の中にアイヌの人びとの居住地域に対する「婦俗」化の推進、「撫育」という言葉がたくさん使われ、アイヌの人びとの居住地域イコール「婦俗」化の推進が帳面の上にも具体的に表れて参ります。こういったことは、アイヌの人びとにとったら非常に迷惑な事なんです。ものすごい反発もありました。和人に近い地域で、トラブルも発生しております。

Ⅱ 明治国家への統合

明治国家になってから具体的に行われたことに移らせていただきます。一般に、「蝦夷地を北海道に改めた」と

いった言い方がされます。私は、この段階で、「蝦夷地は消滅したんだ」ということしか言いようがないと思うんです。11カ国86郡という、国郡を設定して、旧和人地・旧蝦夷地内に近代的な行政区画割を行ったということです。これが明治2年です。今まで単なる制度的意味のみと理解されているんですが、これはアイヌ民族にとっては重大なことを意味するんです。この11カ国86郡とは、国郡制を上から網の目をかぶせていったわけです。北海道という呼称方式に変化したということは、古代国家の北陸道とか、東山道…というのがありましたが、まさにその古代の呼び方と同じです。領域理念の中に、北海道を含めたわけです。政治理念上での「内国」化を意味します。ですから仙台藩が、宮城県に変わったのとはちょっと違うんだと、私は強調しております。かつて蝦夷地の主役だった地位を失ったわけです。

では、明治政府側の史料の中で、「帝国の版図」内と言う言い方がよくされます。大日本帝国です。「帝国の版図」内の「異族」という位置付けにされるんです。最初にどんな方法をとったかと申しますと、戸籍法です。日本では、明治4年に戸籍法を施行します。それに基づいて、アイヌの人びとをどうするかということをいろいろ議論した末に、アイヌの人びとの場合も、戸籍編成に着手することになります。明治9年ぐらいから開始していきます。例えば紋別の場合、暫定的に場所請負人がまだ役場の代わりを果たしております。アイヌの人びとの戸籍編成は、一般日本人の戸籍編成よりは遅れますが、一応は平民籍に入れて作成されます。開拓使札幌本庁から函館支庁に宛てられた文書の中にこんなのがあります。「当管下（札幌本庁を指す）之儀モ旧慣ヲ移シ帰化ニ赴農漁ヲ以テ生営ヲ相立候者ハ平民同様ニ編入シ（但第何番ヘ帰化土人ト記シ）依然トシテ不相改者ハ其儘ニ致置」くと、こういう言い方をしています。開拓使としては、躊躇しながらも、「帰化」した者のみ「平民同様」に扱うが、依然として相改めない者はそのままにしておくという意味です。札幌本庁、函館支庁、根室支庁、それぞれ時期は異なりますが、札幌本庁、各支庁ごとにアイヌの人びとの戸籍編成がまちまちに行われました。

そのサンプルとして資料2枚目左下の表をご覧ください。A紋別郡内の事例、これが明治5年です。それからその下のBが山越郡で明治6年ですね。それから、Cが岩内郡で明治8年です。見ていただきたいのは、まず書かれている名前です。Aの紋別郡の場合、アイヌ名「チツロ」、それをわざわざ「知都魯」と漢字書きをし、カタカナのルビをふっています。妻の「ヘシユトシケ」についても「倍之由登無氣」というように漢字名をわざと当てはめて書いています。それからBの山越郡内の事例は、父の「マカシカモ」と戸主名を書いて、息子ですか「トサンロク事漁業 戸棧録平」とアイヌ名をもじって日本名をあてています。妻も「ニシユツ」がアイヌ名ですが、それをひらがなの「にし」と書いてあります。さらに「男」というのは息子のことだと思うのですが、「クチャシキ事口弥」と日本式に漢字を当てはめています。アイヌ固有

名を日本名に変えている例です。Cを見ていただきますと、岩内郡内の場合ですが、「登麻武計事 改名 遠山竹蔵」と、こうなっているんです。そのとなりの「渡辺良事 改名 遠山萩蔵」と勝手に改名を行っているのがお分かりいただけるでしょうか。アイヌの人びとの戸籍編成作業は、明治9年頃から、11年ぐらいにだいたい完成するらしいのです。当時は、地域差がありますが、このように一方的に開拓使の役人が改名させた例は少なくありません。これは、「同化」政策と一言で片付けられる問題ではないと思います。

同時期に、開拓使の布達の中に、大変重要なものがあります。「古民」、「土人」は土地の人という意味で本州で古くから使われているのですが、それを「旧土人」に呼称を統一します。なぜ「旧土人」かということを申しますと、近世の呼称の「土人」を「旧土人」にしたわけです。では、「新土人」は誰かといったら、開拓民たちが相当するのですが、もちろん「新土人」という言葉の使われ方はありません。この用語は、後に公文書など官庁用語として残ってしまい、差別用語であることをきちんと認識しなければならないと思います。

一方で、平民一般同様という言い方をしつつ、「旧土人」の呼称を使ったことは、明治国家にとって「異民族」アイヌの言葉の上での「統合」を意味し、アイヌの民族としての実態を否定する方向に出たことでもあります。

具体的にどのような統合が行われたのかということを、きちんとお話しておかなければいけません。当時の明治政府及び開拓使側も、アイヌの人びとを強行的に「内国」化させて行く方針に出ます。北海道は内国化された土地であるということから、アイヌは「内国」の民になったんだから、和風化していくことが自明の理であって、それ意外の選択を考えないし、また認めなかったわけです。領土を保全する、要するにアイヌ民族の人びとが居住する範囲は、すべて日本の領土であるという考え方は、明治期はもちろん幕末の段階からそうでした。幕末の段階で、樺太が日露雑居の地でしたから、明治期になって樺太に力を入れました。しかし、結局、台湾問題の駆け引きで樺太を放棄し、千島列島全島を日本領とする、いわゆる領土交換の段階へと進みます。幕末の段階に特に顕著に樺太方面でみられたことですが、領土の保全という国の威信がありますから、そのためにはアイヌの人びとに対して、風俗・習慣の和風化、いわゆる「帰俗」化が奨励されました。

日本が近代国家の出発点で一番欠落していたものが、国家内の「異民族」の尊重、言い換えれば、民族性の問題だったと思います。私は選択権があってもよかったと思いますね。選択権というものが一切与えられなかったというのは、幕末までにすでに支配のもとに置かれて、既成事実化していたという考え方なんです。そういう意味でも非常に明治国家のやり方というのは、幕府のやり方を踏襲してやっています。

開拓使のアイヌの人びとに対する「同化」政策の具体例を紹介させていただきます。明治5年、黒田開拓次官か

ら太政官正院に宛てた公文書で『開拓使公文録』（北海道立文書館蔵）という、開拓使の文書綴りに入っています。3枚目の古文書です。明治政府・開拓使が、アイヌの人びとをどのように考えていたかをよく示していると思います。一部だけ読ませていただきます。「元来北海道土人之儀容貌、言語全ク内国人トハ異種之体をなし従テ風俗モ陋習を免れず、即今開拓盛挙之折柄、従前之醜風を脱し、内地と共に開化之域ニ進ミ彼我之殊別なからしめ度、就テハ内地之民ヲ移シ其風を習ひ」と、つづいて「(中略)大凡土人百人程出都為致度目的を以て」とあります。これは、アイヌの人びとのうちから100人ばかり東京に連れて行って開拓使の開設する仮学校に入学させ、風俗、言語をはじめ「陋習」から脱出させる目的で実行したいということです。続いては、男女27名を呼び寄せ…と、この場合、札幌近辺、小樽、余市、の青・壮年が選ばれています。少壮は仮学校へ入寮させて、読み書き、習字等を修行、その他の者は農業実習生として、農業全般を実習させたい…というようなことが書かれています。

いって見ますと、日本全体が文明開化をしなければならぬ。それと同時に北海道のアイヌの人びとも全て風俗、習慣それから農業も覚えさせ、いわゆる本州の百姓と同じような正業へ就かせなければならない。教育を受けさせ、日本の言葉、文字が書けて…というようなことを非常に安易に考えて実行したというのがこれなんですね。この時の写真が2枚目右下です。「開拓使東京第3号園留学アイヌ民族」となっています。農業実習のため東京へ派遣されたアイヌの人びとにとって、急激的なカルチャーショックを与えられ、すごい迷惑を被ったわけです。東京に派遣されたアイヌの人びとですが、洋服を着た人、アツシ姿の人というようにさまざまです。アイヌ民族の固有の風俗・習慣というものの価値観を認めなかったんですね。北海道開拓を優先するために、アイヌの人びとの固有の風俗・習慣は、「陋習」であるという一方的な考え方です。アメリカのインディアンの場合だったら、まだ選択肢が残されていました。日本の場合、明治政府の性急なやり方で、「異族」はいないという考え方が支配的だったわけです。

ですから強制的に同一化、同質化というんでしょうか。その意味で、アイヌの人びとにとってこれは相当なプレッシャーだった訳です。

アイヌの人びとのその時の抵抗というものを知ったかかったのですが、開拓使の時代、そして以後も抵抗らしいものは資料としてはわずかしこ存在しません。公文書には、お達しばかり出てきます。明治4年段階ですと、それまでのアイヌの人びとの習慣、例えば、死者が出た場合家を焼き捨てて他に移ること（流行伝染病の場合は有効な手段でもあるのですが）、それから女性の刺青、男性の耳輪の禁止ですとかそういうものを禁止したり、農耕の奨励なんかがされます。それが即実行に移されないとなりますと、また明治9年にも出されるというような具合です。開拓使の側は、禁止した以上、アイヌ側に誓約書を出しなさいというように、次第に厳しくなっていきます。

ただし、女性の耳輪については当分の間容赦といった具合です。結局は開拓の方に力点を置く一方、アイヌの人びとの風俗・習慣の和風化、農耕の奨励に対するアイヌ側の痛覚は何も分からなかったというのが当時の開拓使であり明治政府だったと言えます。言い換えますと、近代化というものを押し付け、生活権、大変重要なことなのですが、あの固有の狩猟法や毒矢などを禁止し、その代わりに猟銃を貸与するとか、さらには川漁の場合、テス網の使用を禁止したりして、次第に生活権が脅かされる事態に直面します。この時は、アイヌ側が猛反対をし、開拓使に対して嘆願という形で反対行動を起こしていますが、開拓使側は「聞き届けがたい」と強硬に蹴っています。

明治十年代中頃以降、天災がひとたび起こると生活が危機に晒されるという事態も起こって来ます。具体的には、明治15年から19年までの間札幌・函館・根室の三県があった時代です。たまたま大雪に見舞われたり、食糧となる鹿が大量死したりして、天災にひとたび襲われることで食糧危機に直面しています。狩猟・漁猟民族にとって、北海道開拓政策の導入は、生活権を奪われていくことにつながりました。とってかわって奨励されたのが、農耕の奨励だったわけです。アイヌの人びとを農耕適地な場所に移住させて農業指導が行なわれました。根室県と札幌県において「旧土人救済方法」が協議され、農業指導員が村々を歩いて農業の仕方、収穫の仕方を全部教えていくんですが、不慣れな事を無理やり教えられ…というようなことで、あまりいい結果は出されていません。明治15年、16年の段階で、根室、釧路、北見それから新冠、沙流、勇払あたりで農業の奨励を行ったんですが、開墾面積においては、こんなデータがあります。新冠、沙流等日高地方では明治16～22年まで農業指導が行われた結果、897町歩、戸数806戸、1戸当り面積1.11町歩に達したとあります。しかし、その後が問題なんです。

教育に関しましては、先に申し上げました、開拓使の仮学校の例が最初です。主に札幌周辺のアイヌの人びと（余市、小樽、高島、石狩地方を含む）のうち青・壮年男女35人、うち男26、女9です。年齢も13歳から38歳までとさまざまです。性急に集められたうえ、突然東京まで連れられて行き、環境の変化のため、逃げ出した人がいたり、病気に罹ったりして、成功していません。

Ⅲ 領土の交換と強制移住

最後に、領土の交換と強制移住に移らせていただきます。この明治初期に行われた領土の交換で、両地域に居住していたアイヌの人びとが関わった事件が二つありました。

明治8年に日本とロシアとで締結されました樺太と千島の交換条約です。樺太アイヌの人びとが明治8年から9年にかけて、一旦は樺太の対岸の稚内に連れて来られ、そして、翌年、現在の江別市にあたりますが、対雁（ついしかり）というところに強制移住させられます。この問題も性急なやり方のため、樺太アイヌ841人の人びとが明治国家に統合されます。明治8年の10月、これは条約附録

では締結から猶予期間が3年間あったんです。ですが、開拓使側の言い分はこうなんです、[例え土人でも代をかきぬれば内地人と知識において異なるところがない。故に今国土を失っても、土人だけは長く帝国の臣民としておく必要がある]という言葉にも代表されると思います。841人というのは樺太南部に居住していた人びとのことです。樺太アイヌは、幕末段階では全島で2000人くらい居住していたと思います。開拓使の吏員たちが樺太を去るにあたり、樺太南部の村々から人びとを急遽呼び集め、北海道本島への移住を強硬に押し切っています。樺太アイヌの人びとが希望したのは、樺太の見えるところということで対岸の稚内だったんですが、実際はそうじゃなく、翌9年無理やり小樽経由で江別の対雁に入植させました。

千島の場合について、3枚目の地図をご覧ください。千島アイヌの場合は、樺太アイヌの人びとよりちょっと時間的には遅れるんですね。交換条約で、いってみますと千島列島全島が日本領土になったわけですから、性急に事を運ばなくてよかったのです。初めは開拓使、のちに三県時代は根室県が、1年おきでしたか、巡視船を派遣していました。それが、明治17年、根室県令湯地定基は、随行した政府の高官、それも参事院議官安場保和という人物を連れて来て、説得に当たりました。占守島ですから千島列島の一番北の島なんです、海獣漁を主にした狩猟民族ですので、千島の島々を季節によって島から島へ移動する生活をしていました。ですから、根室県令たちが占守島を訪れた時、たまたま島に居合わせた人びと97人を説得して、本船に乗せて色丹島に強制移住させました。

前に話しました樺太アイヌの場合においてもそうですが、千島アイヌの人びとについても同様に、急激な生活の変化をさせられています。例えば樺太アイヌの人びとは対雁へ移住させられましたが、そこは石狩川沿いではありますが内陸部です。そこで農業をやりなさいと言われて農業の訓練を受けることになりますが、結局成功には至っていません。そして、女性達には網を編む仕事が与えられます。それから製網場には子どもたちのための教育場を設けます。その教育場の写真が資料3枚目の、かつて対雁にありました「対雁村旧樺太アイヌ教育場開校式の景」(明治13頃 北大北方蔵)というものです。

二つの強制移住についてまとめますと、性急な移住であり、勧農と教育、そして両者ともに漁業を結局取り入れています。それは、かつて狩猟・漁労民でしたから、女性や子どもたちが農耕を行い、男性達は漁業をやったというようなことになりますが、結局、樺太時代の生活とは全く異なる急激な変化のために、すぐ成功するわけではないんです。もちろん農業をやった事がないわけですから、一生懸命、馬鈴薯(ジャガイモ)の栽培方法等いろいろ教わったりするんですが、開拓使の扶助期間終了時においても成果をあげられません。指導に最重点をおいた農業では、作付面積はわずか1町6反5畝にとどまり、作付された馬鈴薯など11種類の収穫も極めて不良でした。このため、農業に投下した経費が収穫高をはるかに上回る結果となり、年々の累積赤字となりました。漁

業の場合も、期間が短い割に設備投資に経費がかかり過ぎ、扶助期間終了時には返済はおろか、多額の負債を抱えこむことになっていました。

千島アイヌの場合も、樺太アイヌの場合より約10年ぐらいあとになるんですが、樺太アイヌと同様、最初は勧農と教育の二本立です。さらに牧畜を取り入れたり、狩猟や漁業を取り入れたりしますが、家畜は伝染病に罹って成功していません。千島アイヌの人びとにとって、農耕と教育、いろは文字とか、そろばんとかそういうことを強制的に押しつけられたのが事実です。しかも皇室からの御下賜金が出たからありがたき思いなさい、といった皇民化教育的なことも付きまといました。

こういった二つの強制移住については、教科書の中にも書かれておりますが、従来はどちらかというとアイヌ側の方に何か落ち度があったような評価をしがちでした。私は大変残念に思います。アイヌ民族の側の伝統的な生活の仕方すべてに対し選択権さえ与えなかったということ、これは非常にマイナスだったと思います。

一言でまとめますと、後に「同化」政策が実行に移される前の段階で、すでにこういった強制的な方法をもって、アイヌ民族に勧農と教育を押し付けたということです。

質問がありましたらどうぞ。

質 問：人別帳の作成についてなんですが、人別帳は場所請負人が作ったと考えてよろしいのでしょうか。もう一つの質問は「帰俗」の問題についてなんですが、「髪」を結ったといいますが、これは強制されたのでしょうか、それともアイヌの側から和人の文化に対して進んでそうしたのでしょうか？

海 保：まず一つ目からお答え申し上げます。アイヌの人別帳のことですが、作成者は場所請負人です。幕府ではありません。場所内の労働力を把握するための基礎的帳簿の役割をもっていたと考えられます。また、「髪」など「帰俗」化のことですが、強制ではありません。ところが、エトロフ島の場合では、「役土人」が率先してやっているところを見ると、ある程度集落、村単位に被されたと考えることもできますし、時代によって、また地域格差もあったように見受けられます。

質 問：地図に樺太アイヌとあるのは、もともと樺太に昔から住んでいた人ですか。北海道からいったアイヌですか。

元の時代に、満州の隣まで元の支配地がありましたね。それとの関係でいうと、北海道アイヌと樺太アイヌとの関係はどうなるのでしょうか？

海 保：近世ではちょっと言えません。近年、中世においてアイヌが大挙して元へ侵攻したという中国側の史料があって定説化しつつあります。それで、北海道アイヌが樺太に渡ったかどうか、そこはちょっと定かでないように思います。近世においては、幕府は樺太を北蝦夷地といっていました。近世においては北海道アイヌと樺太

アイヌ、と住み分けしています。大移動しているという事はありません。

質 問：どうしてそういう質問をするかという、北海道にはアイヌがいるから日本の国だと交渉したということですが、アイヌはまだ帰属していなかったわけですね。

海 保：当時は幕末の段階ですね。ですからその段階ですと、樺太も入っていますね。北蝦夷地と言っておりました。ですから、北蝦夷地に関してもアイヌの人びとの居住地ですので、イコール日本の権利であるということ幕府は主張しております。

質 問：アイヌがいるからという理由で？

海 保：そういうことです。支配がおよんでいることを根拠にしています。それから幕末には、樺太開拓に各藩が後の権益に関係をもっておくために、漁業開発などに着手しております。そういうことも含めて支配のおよぶ地域という考え方が含まれてくると思います。

質 問：住んでいる人がいるから支配地域に含めると。

海 保：そうですね。支配の方が私は強いと思います。樺太については。

ただ、まだ土地にまでは及ばないと思うんです。それが、やがてイコールになっていくんですね。人民だけになしに、土地というものが次第にイコールになっていくのが近代の考え方じゃないかと思いますね。ですから、幕末の国境線という問題は、きちっと歴史の上に書いておかねばいけない事だと思います。

質 問：アイヌの人びとは所有するという意識がなかったたので、自分たちの土地であると主張できなかったと思われませんか？

海 保：いいご質問だと思います。アイヌの人びとの近世までの生活の仕方といいますと、もちろん農耕もありましたが、あまり所有という観念が必要なかったわけです。土地に対する観念はむしろ、いわゆる「イオル」とかそういう面という意味での土地所有という観念でしょうか。ですから考え方としては、いわゆる農民とは違いますね。土地所有という考え方の違いがあります。アイヌは狩猟民ですから、もちろん生活圏としての土地というものは必要だと思います。それは川であり海であり、いろんなものが含まれると思います。

2

先週に引き続きまして、「近代のアイヌ民族史」の二回目をお話させていただきます。

前回は、「近代のアイヌ民族史 その1」ということで、大体要素として三つの大きな柱でお話いたしました。一つが、幕藩制国家への統合という問題です。幕末における幕府の蝦夷地支配のあり方ということなんですが、ロシアの植民地化政策に対抗しての積極的な内国化であったということをお話いたしました。

それから二番目に、明治国家への統合という問題です。近世の場合、蝦夷地と和人地というように、幕藩制の及ぶ地域は和人地まで。蝦夷地については、幕藩制の外というように、異なった二つの支配方式をとってきました。これを合体させて、明治2年の段階で北海道という呼称方式、古代国家の「五畿七道」方式を、近代天皇制国家の入り口で再登場させ、五畿七道に一道を加え、それを復活させました。さらに、アイヌ民族は明治国家の最初の「版図」の民族に位置づけられ、しかも「旧土人」といった官庁用語的呼称が新たに加えられ、差別の再生産にもつながったといったことも話させていただきました。

三つ目が、領土の交換と強制移住の問題で、樺太と千島の交換条約に関わる二つの強制移住について、異族は帝国臣民化させられ、異域は内国化され、現地に住んでいた人びとには、選択権・自立権さえ与えられなかったことをお話しして参りました。今日は、その2といたしまして、やはり大きく三つの柱を立てさせていただきました。

Ⅳ 「北海道旧土人保護法」の施行～ 「保護法」の破綻

「北海道旧土人保護法」は、明治32年（1899）に施行されましたが、その「保護法」をめぐる現在いろいろな評価・研究も進んでいるようです。

皆様、すでにいろいろな文献等をお読みになっていらっしゃるようですから、お分かりいただけると思いますが、明治19年に北海道庁が設置されます。資本優遇化の団体移住が奨励されます。それまでの開拓使や、三県時代と違いまして、北海道庁時代になってからというもの、団体移住ということを奨励いたしまして、移民を大量に誘致して、北海道内に入植させる政策に転換します。それと同時に、同じ年に「北海道土地私下規則」が施行されまして、明治29年までに内陸部も含みますアイヌの人びとの居住地のほとんどすべてにおよぶ土地が国有未開地として、面積にしますと42万6800町歩余りが私下の対象となりました。

北海道庁は移民の入植の際に、居住しているアイヌ民族に「保護地」を設定しているんですね。移住と農耕民化というのをアイヌの人びとに奨励をするんですが、土地所有権については一切認めない状態で、あくまでも貸与なんです。結論的には農耕に不適地であったりとか、まだ一般の本土からの移民たちが成功しているわけではありません。それから、日高地方の場合のように、近世からアイヌの人びとは農耕を行っていますが、いわゆる生活基盤、経済の中心としての農耕となりますと、全く生活のサイクルが変わるわけです。そういう意味で、本格的な農耕の奨励策とは、ほど遠かった

ということも、三県時代の反省としてあるわけです。本州からの移民に先を越されてしまうわけです。そして、アイヌの人びとの土地が官有地に入っているということもありまして、北海道庁時代、それも明治20年代以降、「北海道旧土人保護法」という法律が制定されるまで、農耕についての具体的な施策というものは行われなかった。いってみれば無策の時代だったです。

この「北海道旧土人保護法」なんですけれども、明治32年(1899)、今から約100年前に施行されました。いろんな背景がございます。

明治20年代に、北海道の「開拓論」の盛行にならって、多くの政治家・事業家・論客が、「新開地」北海道を見て回る。あわよくば土地をいくらか、というようなのが現れます。その中でアイヌ民族の窮状が、だんだん目に触れられるようになったわけです。ここで今日紹介いたしますのが二人の自由民権家です。一人が有名な中江兆民でありまして、明治24年に衆議院議員を辞職いたしまして、小樽の北門新報社の主筆として、小樽にたまたま移住してくるんです。北門新報社は、後に札幌へ移っていきます。兆民は、全道を旅行し、旅行記を書き残しています。中江兆民の全集の中に出てくるんですが、こんなことを書いています。「ああ、我同胞の日本人共、真に貪欲其物の狡猾其物の凝固体とも謂ふ可き者共」といっておりまして、たぶんアイヌの人びとのことを指していると思いますが、「水晶につくりたる童子のごとき、彼れ土人を恐喝し、騙詐し、其命に懸けて獵獲したる熊の毛を掠め取るが如きは実に恥ずかしき極」と、アイヌの人びとを騙したり、日本人として恥ずかしいことをしているということを述べています。兆民のようにアイヌ民族の窮乏が北海道開拓にあるのであって、北海道開拓が進むことが、そのような結果を招くという見方は非常に例外的です。大多数はどちらかというと「優勝劣敗」の結果、自ら招く「困苦」であるという見方です。こういう程度にしか認識していなかったのが当時の日本人達、有識者と言ったほうがいいかもしれませんね。

こういった中江兆民のような発言は、明治24年のことです。やはり同じような立憲改進党の衆議院議員で埼玉県選出の加藤政之助という人がいまして、埼玉県で北海道移住協会というのを結成し、北海道へ移民を送り出す世話役を引き受けていました。この人物が、明治26年(1893年)の第五回帝国議会に「北海道土人保護法案」というのを提出しています。加藤は、北海道を二回ほど見て回っていますが、アイヌの人びとの窮状を見て、帝国議会に初めて法案を提案するという行動に出ます。ですから、自分の開拓移住協会の仕事のかたわら見て歩いて、こんなことを言っているんですね。たぶん現地でまざまざと見た姿を言っていると思いますが、当時の日本人の考え方ですから、割り引いて聞いてください。「それは何であるかと申しますというと、我日本の一隅、即ち北海道に住みて居ります所の、彼のアイノ人種である(中略)従順なる北海道のアイノ人種を彼等の住つて居る所の土地まで、悉く奪ひ去つて、前途彼等は其人種すら滅ぼせんとする今日、我々がこの義侠心の心に富たる我々日本人が、之を保護せずに済みましたならば、天下に

向かつて日本人は義侠心ありと称することが申せるでありませうか、私は此の際に是非とも彼等アイノ人種を保護してやらなければならないと思ふ」と述べ、北海道開拓がアイヌ民族の窮乏の基因であることを指摘し、「天下」＝欧米諸国に較べ遜色のない植民地行政を行うよう主張しています。これが帝国議会の「議事録」の中に載っています。明治26年段階に初めてアイヌ行政が上ってくるんです。この場合、アイヌ民族側からこれをして欲しいとかの要望はなかったようです。

この時期にあとは新聞社の記者ですとか、論客たちのアイヌ民族に対するいろいろな発言が目立ってきます。日清戦争を前にした段階ということも、考慮する必要があると思います。明治31年の第13回帝国議会に「北海道旧土人保護法案」が上程されまして、翌年の3月に「北海道旧土人保護法」が成立・公布されました。改正につぐ改正で、平成9年に廃止されるまで、約100年間にわたって存在し続けました。

その「保護法」の骨子は何なのだろうかということに入っていきたいと思います。私たちは、農耕民化と皇民化教育という二本柱ということを申し上げています。そもそもの成立が、当時の北海道開拓という、国を挙げて北海道庁が推し進めていた政策を補完するものだったと言えましょう。アイヌ民族は、人口2万人ぐらいだったと思いますが、現地の人びとに対しては和人化すること、それしか考えていないんです。ですから、生きていくために一番必要な「経済」というものが給与地、1万5千坪ですか、に代えられ農耕民化することです。そして、日本式教育、それも皇民化教育を課す、という二本柱です。天皇の「赤子」であるということを非常に強調したような部分があります。そのため、国庫の費用で集落の付近に小学校が建てられました。

まず、給与地の1万5千坪(5町歩)についてです。この5町歩というの適切だったのか、少なかったのかといった問題もありますが、一般移住民に比較して少なかったというような見解も出されております。そういう意味では自立できるだけの農耕地の保障はなかったのではなかろうか、と言われております。「保護法」では、農耕具も種も給与いたしますとか、疾病に罹った時には官費で治療費を負担するなど謳っています。「保護法」の欠陥面というのは、一方的な日本への統合であることに違いないわけです。一番の問題は、伝統的アイヌ文化については何ら触れられていないことです。この時点では、ようするに一方的で、アイヌの民族的なものをだんだん失わせていくということがねらいでもあったわけです。

明治政府にとって、アイヌが少数民族として生きるという方策は一切欠如していて、和人に対してアイヌ民族というのは、いつも保護される対象に置かれました。そういう意味では、非常に屈辱的な立場に置かれたと言えるのではないのでしょうか。昭和戦前期の『北海道社会事業』という雑誌の中に、毎号ぐらいアイヌ民族が掲載されています。どうして社会事業の対象になるのかと思いましたが、道庁の各支庁の社会課が担当窓口なんです。そう

すると明治32年の「保護法」というのは、福祉を表面にしながら、端的に言えば、農耕や学校教育を通して、アイヌ民族の民族性を喪失させる装置として働き、保護される対象であるという印象をより一層深めさせたということが、この法律だったということが言えると思うんです。

今日お配りした資料の中に、いろいろなデータも紹介しておきました。北海道庁編の『旧土人に関する調査』から、これは大正5年（1916年）段階の資料で、「保護法」からまだ15、6年足らずの段階なんです。第1表は人口です。たしか旭川区だけ、別の法律がありました関係で別扱いになっております。そこをお含みください。支庁別に分かれておりまして、4389世帯数、戸数18237人という総人口です。

第2表は「農家耕作状況」というのでして、自作農、自作兼小作、小作に分かれております。これで見えてきますと、農業地域がどの地域かということがいえるかと思えます。やはり戸数の多い地帯ですね。室蘭支庁（現胆振支庁）、浦河支庁（現日高支庁）河西支庁（現十勝支庁）です。アイヌ民族が多く居住している地域ですね。一戸平均一番多くても、檜山支庁で3反9畝、浦河支庁で2町7反でしょうか。そのような具合でありまして、平均してしまいますと非常に少ないんです。自作の場合ですと少なく、農業従事者は53パーセントです。そしてその経営内容がアイヌ農家の一戸平均反別は、平均しますと、1町7反3畝です。一般農家の場合、大体1町9反、約2町が一般農家です。年間収入は、アイヌ農家の場合は102円60銭という数字が上がっております。これは一般農家にとって、約4分1程度に過ぎなかったということから、一般農家の圧倒的優位性がすでに明らかだったことになります。

そしてさらに悪いことに、農業定着というのが増加する傾向にあるように見えていて、そうじゃなく、さらに生活を脅かすものが周囲にどんどん出て来ます。肥料代等の前借りですとか、金融業者たちです。これによってどんどん負債が肥大化していくという事態に直面します。自分たちが持っていた給与地さえも手放さなくてはなくなっていきます。というのは、「保護法」は、給与地の所有権移転は不可能であったため、負債の抵当物件とはなりえなかったのですが、実質的には5～20カ年の長期に及ぶ賃借権が設定されることになっていました。給与地の持ち主であるけれど、実際の耕作者は和人であったりとか、小作地になっているんですね。そんなことから、給与地を実際に耕さずに賃労働に出る人が多くなるというような結果になるわけです。

次の資料の「第3表 負債額状況」によりますと、浦河の場合を見ても不動産、動産の負債額、それから対人の負債額が既に保護法から十数年経った段階で、これだけ生じてくるんですね。さらに、第4表の「職業別世帯人口」で見ますと、既に自営の農業は専業、兼業計が10641人で58%、漁業が2613人で14%、非自営は、労働者となっていますが、主に日雇い労働ですが4475人で24%です。合計は兼業がありますので必ずしも人口と一致しません

が、労働者が24%ということは、雇用主は主にいわゆる和人で、業種は非熟練労働の農業、漁業、雑労働に限定され、低廉な賃金で雇用しう労働力の補給源化しつつあったと考えられます。

次に、教育についてみてゆきます。「保護法」制定の翌年に「旧土人児童教育規定」が設置され、アイヌ児童と和人児童を分離教育し、和人の場合ならば3年で終了するところを、4年間で学ばせる国立の「土人学校」を開校させ、全部で最終的に21校を作っていきます。そして、教育の内容は、和人の小学校で教えるものをより簡易化したものであったり、内容は「忠君愛国的」な皇民化教育を柱としました。この教育により、言語、生活習慣、文化といった民族固有のものを喪失させ、和人化、日本人化の一層の徹底が図られました。アイヌ語を使わない児童が増加してゆき、「保護法」の十年、二十年後、だんだん顕著になって参ります。就学率も、明治34年45%、37年70%、40年80%、大正2年で95%と高まります。大正11年、一般の学校と同様に改められ、そして昭和12年には「保護法」の改正により「土人学校」が全部廃止となります。

V 「人類館事件」の意味

「人類館事件」というのは、ご存じのない方もいらっしゃると思います。資料を用意いたしましたので、時間が足りない部分は資料をご覧ください。「人類館事件」とは、明治36年、大阪で開催された第五回内国勧業博覧会のパビリオンの中に「人類館」というのが開館されたことに端を発します。日清戦争の後くらいからアイヌ民族が研究対象の仲間入りされます。その先頭をいったのが人類学だったのでしょうか。開催期間は、3月から5か月間です。資料の一枚目に、『大阪毎日新聞』掲載の博覧会のスケッチがあります。正門の反対側、入り口付近に「人類館」の文字が読めますでしょうか。これが会場の外に設けられたパビリオンです。

資料四枚目に「内国勧業博覧会真景」のスケッチもご紹介します。ここには開催から5か月間で観客が435万人といますから、相当な観覧者が詰めかけたようです。たまたま、「人類館」のパビリオンのプランナーが坪井正五郎という人類学研究者でした。展示物として、世界の人種地図に50種の男女一体ずつの人形をつけまして、琉球人、台湾人とか、当時の言葉ですが、「熟蕃、生蕃、アイヌ、マレー人、ジャバ人、マドラス人、トルコ人、ザンジバル人」等、実際の民族におおのの風俗をさせて、その住居に住まわせて、見世物興行的な演出をさせたんです。

最初の計画では中国人、朝鮮婦人というものもあったんですが、それには事前に抗議がありまして、取りやめになっています。台湾に関しては、日清戦争後植民地になっています。琉球、台湾、アイヌと、何か植民地の人びとを「人類館」に並べてという感じがします。非常にリアリティに富んだ、この時代だからこそ出来たし、考えついたという感じがいたします。そして「琉球人」については、沖縄県民から抗議が殺到いたします。当時の『琉球新報』ですか、そこに毎日のよ

うに投書が載りまして、論説でも大騒ぎになるんですね。沖縄県の女性が人形ではなくて、生身の人間が展示物にさせられていたんです。抗議が始まったのが3月です。4月30日には中止になります。それで、日本の国内といたしましては、アイヌ民族が残ってしまったわけです。アイヌ民族については、そういった抗議行動というのは一切起きなかったようです。そして、沖縄県側の抗議では、また新聞に書かれたことなんですが、アイヌ民族に対する優越意識というものが露骨に出ております。沖縄学で有名な伊波普猷という方がいらっしゃいますが、沖縄県女性と北海道のアイヌ民族を並べることが沖縄県民にとっては耐え難いといっています。伊波普猷という学者でさえも、アイヌ民族に対しての差別的発言をしているんです。

北海道内では「人類館」のアイヌ民族について差別的だとか、アイヌ民族側からもそういった発言が全然出てこなかったし、それから和人たちからも一言も出て来ていません。当時の『北海タイムス』を調べてみましたところ、同年の4月15日付けに「人類館のアイヌ」という記事がありました。実態は、なぜこの「人類館」に自分たちが展示されたのか、自ら進んで、どういう関わり方をしていたのかということが一番問題になります。まず、どういう人びとなのか申し上げますと、十勝の伏根安太郎ほか16人が参加したそうです。彼らはアイヌの子供たちの学校施設の資金を得るために勧誘にのったと言うんです。日露戦争後の45年には、植民地の樺太から上野の博覧会場に樺太アイヌのおばあちゃんが来たりしています。それで金田一京助先生は上野の博覧会会場に毎日通って、東京にいながらにして、樺太アイヌのおばあちゃんから樺太アイヌ語を採集できたというエピソードさえ残されております。しかし、「人類館」の時は、日露戦争の前の36年です。学校施設の資金を得るために、観覧者から資金を得たい。非常にこれは涙ぐましいですね。国立の小学校が作られているはずなんですが、施設において充実していなかったようです。

私はかつて「人類館事件」という論文で、こんなことを書いています。「アイヌ民族に教育をというきわめて発展的主体的意図と、その成否を観覧者の優越観によって期待せざるを得ないというマイナスの要素が混在し、一つのアイヌ観が醸成される可能性のあるベースを提供している」と。この時点において、アイヌ民族が自身で「人類館」の展示物になるということに抵抗観も生まれないうし、学校施設の資金集めといった大義名分ゆえ、民族の近代化というものを自分たち自身で推し進めていく、だから問題化するよりむしろ自分たちの近代化のためには、言葉は悪いんですけど、展示物になることをいとわなかったというわけなのでしょう。

そういうことで明治36年段階の「人類館事件」と沖縄県側で呼んでいるんですが、アイヌ民族については問題化されなかったといった事実があります。その後、日本がさらに朝鮮領有とか、次第に「版図」が広がっていくんですが、そういう意味でも問題化に遅れを取ります。沖縄県民の方は、実は遊廓の女性だったといったこともあり、沖縄県民としては自分たちの代表ではなく、恥づべきことといった認識があります。その一方、アイヌ民族においては、そういうような問題

化をされずに、むしろマスコミも、非常に同情的行動を取ったり、顕在化できていません。

この前後のことは見ていきますと、翌37年にはアメリカのセントルイスで開催の万国博覧会に、アイヌ民族が7人くらいでしたか参加し、半年間くらい博覧会会場で生活をし、南米の少数民族と仲良しになったとか、数年前にテレビ番組でも取り上げたことがありました。「保護法」でアイヌ文化や言語等一切が封じ込まれた一方において、まだアイヌ文化というものに誇りを持って行動出来た時代であったのではなからうかと思われま

Ⅵ 官製地方改良運動と アイヌ民族の組織化

官製地方改良運動という大きなテーマです。どういうことかといいますと、「保護法」がいろいろな実行に移されていく過程で、教育を受けた人たちが自発的で自覚を持って運動をしていく、そういったものに発展していくんですね。これは日露戦争後の全国で展開された地方改良運動といういわゆる国が始めた政策でもあります。例えば地方の貧困な村があったとして、どうやったら豊かな村になるだろうとか、村の青年たちを中心にして、いろいろな活動を展開させていくというものです。第一次世界大戦後のロシア革命を経ていますので、日本の場合内務省が、日本でもし革命が起きたら困る、ということで、地方改良運動を行った時期があります。そういう一連の中で、北海道ではどうかと少し資料を探してみたら、アイヌの人びとが住んでいる地域で、具体的に青年団ですとか、婦人会、それから赤十字、部落会などいろいろな名称をもって、いろいろな集団組織がつくられているんですね。大体、大正年間の後半からです。

青年会というのがつくられたのが、平取村の二風谷、釧路の春採村です。それから河西支庁。それから婦人会が設けられたのが、白老、虻田、鶴川のチンというところ。それから鶴川の萌別ですか、それから河西支庁管内、旭川区ですね。ここでは婦人会が設けられました。土人協会というのができたのが白老です。それから土人組合というのが虻田ですね。同窓会というのが白老村、虻田村です。部落開運組合が弁辺(豊浦)です。青年教会男子会が平取ですね。これは教会ですから、たぶんキリスト教の教会でしょうか。それから日本聖公会が高江村(新冠)です。このようにいろいろな団体が生まれてきたということは政府主導で始まった運動に、アイヌ民族の青年、婦人、壮年たちまでが、いろいろな形でそういった団体を作って参加していったことがわかります。

どういうことを目指したかということ、次に列挙いたします。①知徳の啓発、②生活改善、③貯蓄奨励、④夜学補習、⑤飲酒矯正(風紀改善)、⑥婦徳の啓発、修養、⑦諸令達の伝達、⑧納税の奨励、⑨道路の改修、⑩会員相互の慶弔慰問、⑪共同耕作、⑫同族の親睦、⑬品性の向上(良国民に恥ざる修養)、⑭講話会

以上は内容的に次の三つに大別されると思われま

第一 品性の向上の言葉に代表されるように、近代日本

に「同化」するために障害となる諸条件を、貯蓄奨励、夜学補習、生活改善等の手段を通して克服し、「良民」へ改造していこうとするもの。

第二 諸令達の伝達、納税の奨励という言葉に代表されるように、権力の意向を最末端の人びとにまで徹底を図り、道路の改修などを自ら進んで行うことによって地方自治への参加をおのずとがしている点。

第三 「同化」の基本である勸農の路線を忠実に守るため、共同耕作という名の一種の相互監視体制を作ろうとしている点。

これらは、内務省にとっては都合のいいことばかりだったと私は思うんです。こうやって地方改良運動は、アイヌ民族の村々の中には、こういう形で入っていったということですね。結局、召集令状が来れば出征するし、出征した兵士の家には日の丸があげられたりしていきます。その写真も残っていますし、こういった統合については、たくさん史料があります。一方それに対してどういった抵抗があったのか、まだ語られていない歴史の部分がたくさんあります。是非、アイヌ民族それ自体の空白の歴史を埋めていただきたいと思います。

総括

最後になりますが、そういう意味で近代のアイヌ民族史というものを私なりに考えてみます。平成9年に「アイヌ文化振興法」が制定され、それと同時に「保護法」が廃止となりました。最初に申しましたように、1945年の敗戦のときに、アイヌ民族問題というのが、他の沖縄とか、在日朝鮮とか、そういう問題と異なって、問題化されなかったことが、やはり相当に影響していると思います。戦後の新聞資料を調査したりしてみました。まだ戦前と連続性があったり、アイヌ民族問題は一地方の問題の時代が長く続いたために、なかなか全国化されなかったと思います。全国化されたのは近年ではないでしょうか。全国化されて、「アイヌ文化振興法」ができたがために、かえって知らされなかった人びとから誤解を招いたということを聞いて私も驚いています。

アイヌ民族問題は、本当の意味で全国化されていないと思います。アイヌ民族の先住性の問題や、民族としての誇りをもてる世の中にしなければいけないということもそうです。そして、アイヌ民族それ自体の歴史をもう一度再構成していただきたいと私は思います。つい最近でも、「同化」発言問題が起りましたが、これは歴史用語でありました。やはり、これはまだアイヌ民族問題がきちっと日本の問題になっていないということの証拠でもあります。市民として、道民として、日本国民として私たちは、アイヌ民族の歴史の見直し、語られなかった歴史の空白部分を埋めていかなければならないと思っています。ぜひ皆様にもお願いしたいし、私自身もしなければと考えております。

雑駁でございますけれども、今日は、近代のアイヌ民族史のその2ということでお話させていただきました。ありがとうございます。質問がございましたらどうぞ。

質問：最後のほうに「文化振興法」ができたことにより誤解が生まれているというふうにおっしゃっていましたが、そこをもう少し詳しくお話をください。

海保：そのことは、こちらのアイヌ文化振興・研究推進機構からいただいた過去の普及啓発セミナー報告集で本田優子さんが東京会場で報告されているのを拝見して知りました。むしろ「アイヌ文化振興法」以後、テレビ映像やマスコミ等でアイヌの踊りや、衣服とかアイヌ文化がより多く電波等に乗ったことによって、むしろ逆戻り現象というんでしょうか、誤解を招くことも起きているそうです。実際はそうではないということを、もっときちんと説明していく必要があるようです。

質問：私は、実は3月まで学校現場にいたものです。それで最後のほうに、戦後に語られなかった時代があったというお話がありました。明治に入ってから以降、いろいろな差別の再生産という話をされていましたが、まさに再生産されて、私の年代でも子供の頃つらい思いをして育っているんですね。そういうことの中でも、旧土人保護法の制定にかかわって、加藤政之助さんという方が、議員立法されたということですね。

海保：そうです。帝国議会の議事録の中に名前が出てまいります。

質問：先生の話だと、「我日本の一部にアイヌ人種は保護せんとする」ということで出したというんですが、更に、文言があったかと思うんです。その中に無知蒙昧な動物がごとき、事の提案理由を述べて制定しているわけですね。ここでまさに法的に差別をつくってきたと思います。

私もいろいろな友達としゃべるときに、差別はつくられるのだという話をするんです。最近の事例ではハンセン病にしても、廃止されたのにもかかわらず、依然その法律があるかのごとく思われています。差別はみんなで作っているというふうに私は思うわけです。

今、私もアイヌ文化振興法については大いに不満を持っています。これも下手すると、まさに再生産につながってくるぞという懸念を私は持っているわけです。いわゆるアイヌ民族としての基本的人権そのものがどこかにいっちゃって、文化だけ何とかすればいいというような、視点をとんでもないところに向けさせてしまうことになるわけです。だから今話のあった、国会議員があのような発言をされているんです。更にまた差別をつくって助長してくるということになるわけですね。

説明が長くなりましたが、加藤議員の発言について先生のお話をもう少し聞かせて下さい。

海保：明治31年の提案の中身ですね。あれはもっともっと長いんです。そこには「義侠心」とか、ようするに和人がアイヌ民族を引き上げてやろうという無意識の意識があります。「優勝劣敗」という言葉に代表されます

が、あたりまえに使われていた時代なんです。ですから、時代が変わったら、そういう言葉がまた変化していくのでしょうけれども、あの当時はあたりまえに使われています。例えば中江兆民にしても、全部が全部、おやと思うような言葉をたくさん使っています。その資料をそのまま使えないので、かぎカッコ付きで私はいつも使っています。言葉というものは、その時代のものです。先ほどの「同化」という言葉も簡単に使ってはいけないものなんです。言葉一つが差別を再生産します。ですから「同化」という言葉自体を簡単に、軽々しく使ってはならないと思います。近代の場合はそういう意味で、非常にナイーブな問題が絡んでいますので、まさにおっしゃる通りです。

受講者：少し付け加えますと、「同化」されたということになりますと、「同化」されたのになぜおまえ(アイヌ民族)がいるんだということになるわけです。そうするとまたまた差別はつくられていきますよ。もしまた私が生まれ変わって、子供になったら、また同じようにいじめられて損するんだよとい

うことになるわけですね。

やはり民族は民族としてお互いに認識し合うことが大事です。私が望んでいるのは大和民族の皆さん、アイヌ民族、在日朝鮮の方、いろいろな民族が日本にいるわけですから、お互いに、俺はアイヌなんだよな、君は朝鮮ですかとか言える社会が日本に来てほしい。そうつくっていかねばならないというのが私の願いであり、希望のつもりなんです。それが、例えばアイヌは文字もお金もなかった。文字もお金も必要としない社会で、アイヌモシリのこの北海道で、悠々自適、幸せな生活をしていたはずなんですよ。そこへ明治20年以降、急激に移民が増えたら、数の論理からですか、無知蒙昧な動物がごとき扱いの結果として差別がおこる。ですから、一般道民、市民、ここにいる皆さんにそうじゃないということで認識を改めてもらわなければいけないというのが、私の最後の願いですね。

海 保：その通りなんです。総括を全部していただきました。ありがとうございました。

第1表 1856年モンヘツ御用取扱所管内人口出稼率および「帰俗」率

(単位=人)

場 所 数	モンヘツ	シヨコツ	サロロ	サワキ	ホロナイ	ユウヘツ	トウフツ	トコロ	計
家 数	34	23	11	5	3	32	12	27	147
人 別 (A)	140	105	58	35	17	139	59	140	693
男	65	55	26	18	7	71	33	68	342
女	75	50	32	17	10	70	26	72	351
出稼者 (B)	41	38	17	7	7	48	20	40	218
$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	29.2	36.1	29.3	20.0	41.1	35.5	33.8	28.5	31.4 (%)
髪 (C)	8	7	0	1	0	5	0	4	25
$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	5.7	6.7	0	2.9	0	3.6	0	2.9	3.7 (%)

出典 モンヘツ御用取扱所『人別帳』1856年(北海道立文書館蔵)

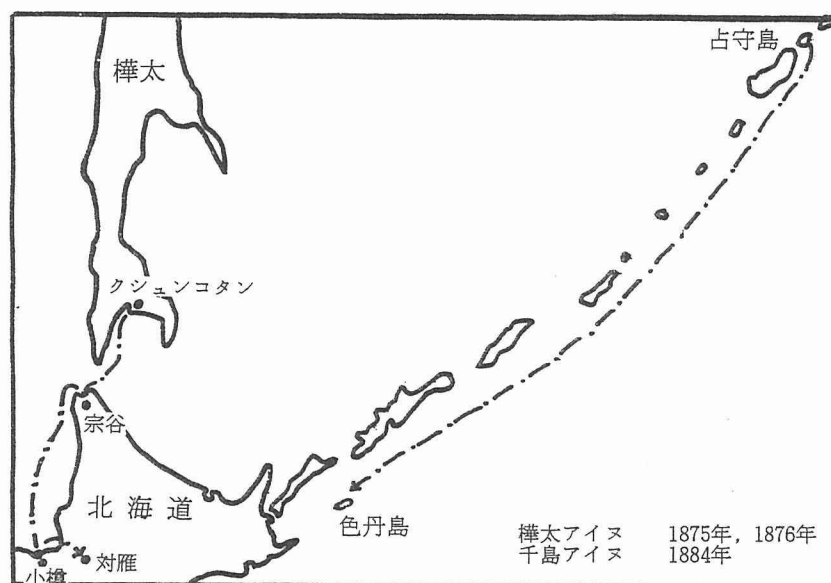


図 樺太・千島両地方のアイヌの強制移動経路